

## 令和2年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和2年1月14日（火）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 伏見台球場の指定管理者の指定について

### ○出席議員（10名）

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長 9番	後 藤 篤 人 君
1番	大 畠 敏 弘 君	2番	加 藤 重 夫 君
3番	早 坂 寿 博 君	4番	羽 賀 直 文 君
5番	浮 田 孝 雄 君	6番	平 中 利 昌 君
7番	大 竹 登 君	8番	佐 藤 英 司 君

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
産	業	振	納	口	浩	昭
教	育	課	泉		陵	平

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和2年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 佐藤君、2番 加藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度11月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設であります由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理の期間が令和2年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行うとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第1号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設、通称米賓館につきましては、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例第3条の規定により、平成17年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年令和2年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設であります。

2、指定管理者の住所、氏名及び代表者は、夕張郡栗山町中央3丁目104番地、そらち南農業協同組合代表理事組合長、北輝男です。

3、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例第5条に掲げる施設の運営及び維持管理に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定及び指定管理者の収入としての収受等です。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者でありますそらち南農業協同組合は平成22年4月1日から10年間にわたる指定管理の実績を有するほか、事業の設置目的を達成する団体であり、事業効果が期待できますことから、募集方法は非公募とし、去る令和元年12月23日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同法人を指定管理者候補として選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

（何事か言う声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 失礼いたしました。指定の内容の2、指定管理者の住所、名称のところを氏名と申し上げました。訂正します。住所、名称及び代表者でございます。

失礼いたしました。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により、平成17年

4月1日から指定管理による管理としているところではありますが、本年令和2年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

3、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間です。なお、指定管理期間を1年間としたことにつきましては、指定管理予定者からの申し出によるもので、当該施設運営の改善等を図るためであり、当町も同意をしたところあります。

4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から4期12年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募とし、去る令和元年12月23日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） 今お聞きしたところによると、12月23日に指定管理者選定委員会を開いたと、そういうことでございますけれども、そのときに指定管理者選定委員さんたちから何か意見等があったらば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点、今まで3年間だったところを1年間ということで、課長がいろいろと説明したのですけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの佐藤議員からのご質問でございますが、まず1点目につきましては選定委員会の委員長を務めております副町長のほうから、2点目につきましては担当課長であります産業振興課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） まず、1点目の指定管理選定委員会における意見でありますけ

れども、今おっしゃるように、まず指定期間1年になることの詳しい説明をしてくれという意見がまず1点ありました。それについては、後ほど産業振興課長のほうから説明をいたします。

それと、もう一点質問があったのは修繕関係ですけれども、修繕のほうが毎年かなりの額の修繕をしておりますけれども、その修繕については小さいものの修繕については、例えば指定管理の費用はここには関係ありませんけれども、それは東武のほうで負担をするのかどうかという、そういう質問がありました。

以上、質問については2点であります。

今の指定期間の1年になることについては、産業振興課長のほうから説明をいたします。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 指定管理期間が1年間となることにつきまして、もう少し詳細な説明をさせていただきます。

これまでゆにガーデンの指定管理期間につきましては3年間でありましたので、今回の更新に当たりましても当初は従前と同様に3年間で協議をしたところでございます。その協議の中で東武緑地株式会社本社としての考え方が示されまして、その考え方でございますが、従前と同様の3年間とすれば前例踏襲、いわゆるマンネリといった運営に陥りがちとなり、ともすれば手を抜くことを覚えたり、面倒な仕事を避けたりといったような悪しき慣習から脱却し得ないといったようなことにならないとも限らないことから、運営の期間を1年間ごとにすることによりまして現場に緊張感あるいは危機感を与え、常に改善、改革に取り組み、企業にとっても行政にとっても、そして何よりその施設のサービスの提供を受けるお客様にとってより良好で質の高い健全な施設運営が継続して成り立つよう、長期的展望の観点に立つて行なうべきとの考え方が示されたところでございます。このような考え方につきまして当町も同意をすることとしたところでございます。

また、もう一点、東武グループの中期経営計画というものがございます。この中期経営計画におきまして、北海道事業としてゆにガーデン、ユンニの湯、ユニ東武ゴルフクラブ、札幌東武ホテルの5つの観光施設、いわゆるゆにリゾートでございますが、これが位置づけられております。東武鉄道沿線外グループ施設への誘客を図り、さまざまな地域観光資源の魅力を広め、地方の活性化へつなげるといった目標がこの東武グループの計画に掲げられております。このようなことから、1年間という指定管理期間については企業としての経営改善に向けた東武グループの経営戦略であると認識をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 今の説明で質問があれば、受けたいと思います。

浮田議員

○5番（浮田孝雄君） 3年のやつが1年に契約をしたと、その説明今されましたけれども、実に不可思議な話で、実際私も事業やっているほうから見ると何の説明にも聞けません。それで、お聞きしたいのは、これは随契ですか、公募ですか。まずそこから。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 先ほども少しご説明をさせていただきましたが、募集方法は非公募でございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 公募で該当者おりませんかと公募するわけですがけれども、そのときの公募条件、これをちょっと教えてください。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） ただいま公募条件と言いましたが、いま一度説明をさせていただきます。

東武緑地株式会社につきましては……

（「東武じゃない。公募の条件を説明しなさい」の声あり）

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 公募しておりませんので、その理由を説明させていただきます。

（「公募しないで随契にしたの」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） それを説明させていただきたいと思います。

東武緑地株式会社は、平成20年4月1日から4期12年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところでございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それでは、ちょっとお伺いしたい。

これは、そもそも3年で契約しようとしていたところが相手方の申し出により1年の契約にしたと、そういう解釈でよろしいのですね。それを町長が認めたという、町としては一応3年の契約で考えていたけれども、相手方の申し出により1年、それを町長はのんだ。それは実に不可思議です。そこをきちっと説明していただきたい。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） これまでのゆにガーデンの指定管理者の実績を踏まえて、私どもは引き続き東武緑地に指定管理者としての管理運営をお願いをしているところでございますが、ゆにガーデンにつきましては東武緑地が指定管理をしながらも若干の赤字を発生し



ているところであります。この赤字を解消するために、これまでと同じような3年間の管理期間であれば同じことの繰り返しになってしまうので、逆に管理運営期間を1年間と短期に区切っていった経営改善を図ろうという東武緑地側の申し出に基づきまして協議をさせていただいた結果であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君、4回目になりますけれども、最後の質問としていただきたいと思えます。

○5番（浮田孝雄君） 普通事業者、事業をしようとする者、この考え方というのは今町長が言われたのと真逆です。どうもそのあたりが何か裏にもう一つあるような。これで2年度赤字がもうちょっとふえたと、東武としてはこれはもう手放すよりしようがないと、こうなったときにどうします。これ最後の質問。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 4点目のご質問については、私どもが交渉する過程におきまして、実際に副町長が上京いたしまして東武緑地のほうと協議をさせていただきました。その内容について副町長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 昨年の12月18日の日に実は東武緑地のほうに行きまして、青木副社長のほうに面会をして、指定管理の前ということでいろいろお話をしてきました。その真意でございますけれども、通常指定管理ですと3年って決まっているわけではありません。3年の場合もあれば5年の場合もあります。複数年のほうが行政のほうが有利だというふうに判断をしてやる場合が多いです。今回も、3年間の指定管理を今まで行っておりますので、町としては3年間、そこに働く人を確保したり、あとは備品だとか、そういうものもいっぱいありますので、3年間の指定管理が一番有利ではないかというふうに、逆に5年とかやるほうが町としては安心をするということも含めまして複数年ということで話をいたしました。青木副社長のほうからは、ガーデンについてははっきり言いますとずっと赤字ですと、その赤字は従業員、北海道で働いている人方にもっとこの赤字を何とかしなければならぬと、このまま赤字であれば将来的にはいろいろなこと、民間企業ですので、考えなければならぬということも含めまして、北海道事業所の中のガーデンに携わる人間たちについて、今もいろんなイベントを開催したり、バスを利用して集客したり、いろいろしておりますけれども、さらなる見直し、あるいは事業の展開、そういうものをスピードを持ってやるためには複数年でやるとなるとなってしまうと、少しでも毎年毎年それについては事業計画を本当に正しかったのかどうかということを見直しながら、そのガーデンについての経営を進めていきたいということの話がありまして、1年間で東武緑地としては今後は1年間その都度きちっと見直して将来の道筋をいろいろつけたいという話がありましたので、町といたしまして協議をして、それに同意をしたところでもあります。

以上です。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決することになりました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により、平成18年4

月1日から指定管理による管理としているところではありますが、本年令和2年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

3、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。なお、指定管理期間を1年間としたことにつきましては、議案第2号で説明した内容と同様、指定管理予定者からの申し出によるものであります。

4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

5、賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成29年4月1日から3年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募とし、去る令和元年12月23日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第4号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 産業振興課長

○産業振興課長(納口浩昭君) 議案第4号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ふれあい交流館、通称ポップ館ゆににつきましては、由仁町ふれあい交流館設置条例第5条の規定により、平成18年12月13日から指定管理による管理としているところでありますが、本年令和2年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町ふれあい交流館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町中央27番地、一般社団法人由仁町観光協会会長、窪田裕司であります。

3、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町ふれあい交流館設置条例第6条に掲げる施設の運営及び維持管理に関する業務であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります一般社団法人由仁町観光協会は平成29年4月1日から3年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該施設の観光案内所の機能の一層の有効活用を図るため、利用実態に即した団体の管理が最良との考えから、募集方法は非公募とし、去る令和元年12月23日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同法人を指定管理者候補として選定いただいたと

ころであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） きょういろいろと見ると全部非公募になっていますけれども、公募の状況も考えてもらいたいと思います。

まず、1点、ふれーる、ふれあい交流館、観光案内施設、今説明あったけれども、土曜日、日曜日まるっきり休んでいるのです、土日祭日。それなら観光施設のあれにはならないと思うのですが、その辺はどうでございますか。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） ただいまの観光案内所の機能についてご説明をさせていただきます。

現在は冬期間ですので、土日祝祭日の観光案内業務は行っておりませんが、観光シーズンの4月の下旬から10月いっぱいまで、観光協会において臨時職員を雇用いたしまして土日祝祭日における観光案内業務を行っております。平日につきましては、ポッポ館に勤務しております職員において観光案内業務等を行っているということで、観光シーズンにつきましては平日、土日を含めて業務を行っているというものでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） 課長、再度お聞きしますけれども、今ふれーるに勤めている従業員、これライオンズクラブの職員ではないの。それだけ確認したい。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 通称ポッポ館と言わせていただきますが、ポッポ館の事務所に勤務する職員については、そこにライオンズクラブの事務局も兼ねた職員が常駐しております。ですから、通常はライオンズクラブの事務職員が法人の業務をしているわけですが、観光協会から委託して、観光案内業務があった場合に観光案内業務を行っていたくというような形で有料で観光案内業務を行っていただいております。平日については、土日については、専任で観光協会のほうで臨時職員を雇用いたしまして観光案内業務を行っております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） 冬にこの間も中国人とか外人が結構駅前でちょろちょろしていましたけれども、大変困っております。ですから、せっかく由仁町の観光案内というか、ふ

れあいあるのならば、ネットでも何でもいいけれども、由仁町は観光案内をやるのなら、真面目にやって真剣にやろうと思うのならば通年で、英語でも韓国語でも中国語でもいいから、ここは由仁町の観光案内所ですよという看板ぐらい1つ上げて構わないと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時18分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 私のほうからは観光案内所の表示関係につきましてご説明をさせていただきます。

ポッポ館の入り口横に、右横に施設の内容の表示板が設置してあります。外です。そこに由仁町観光案内所という表示がしてございます。中には事務所の入り口に縦表示で由仁町観光案内所という表示もしてございます。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問の中にありました。冬期間も含めて通年で観光案内を開設して観光客のためにサービスを提供したらどうかというご質問でございましたが、時間をかけてゆっくり検討したいと思います。過去においては通年で実施しておりました。ところが、冬期間閉鎖している施設が非常に多いものですから、冬になりますと紹介のほうも激減すると、そういった実績を踏まえて現在の体制をとっております。ただ、中国人ではなかろうかという方が駅前であちこちろしていたというようなこともご質問の中にありましたが、これは想像でお答えさせていただくのは不適切かもしれませんが、ご承知のとおり本年度補正予算でポッポ館のほうにはWiFiを設置いたしましたので、かねてより由仁町のほうに参りました外国人研修生などからもWiFiの整備についていろいろ要望がございましたので、そんな関係から、施設を利用するというよりもWiFiの接続を求めて町内外から外国人の方が見えているのかなということも考えられるのではないかと思います。これは協会のほうにちょっとお話をし、実態がどうなっているのかをしっかりと検証していきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 1点確認させてほしい。

先ほどの課長の説明の中で、由仁町の1年間の観光について冬期間は土日祭日は観光案

内は休んでいますと、こういう説明があった。何月何日から何月何日まで、それはどこで決めているのですか。法律か何かあるのですか。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 原則町のほうとも協議をいたしますが、その運営方法、観光案内機能の持ち方につきましては主体的には観光協会のほうで計画を立て、町と協議をし、行っているということでございます。

（「その期間は誰が提言したの」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 観光協会が計画を立てて、町がその計画に同意していると、それに必要な予算を指定管理の予算として措置しているというものでございます。

（「何月から何月まで由仁は観光の対応するの。冬期間は休みなのだらう」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 観光案内期間は4月の29日から10月31日まで、約半年間、6カ月間ということでございます。

（「それは、観光協会と由仁町で相談して決めたということ」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） はい。

（「ちょっと休憩求めます」の声あり）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
今の答弁でいいですか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） それでは、正確な答弁をお願いします。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） お答えいたします。

観光案内期間につきましては、4月の29日から10月の31日まで、約6カ月間とな

ってございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） これ最後、4月29日から10月何日まで、それが由仁町の観光ですよということ。10月以降から翌年の3月までは観光は由仁町としてはないということなの。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） これは、過去何年間の実績を踏まえた上での現在の観光案内を積極的に行う期間ということであります。この期間が由仁町の観光の期間だということではありません。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 由仁の私よりもちょっと高齢の方々が自発的にボランティアで1週間に3回も4回もわざわざポッポ館に向いて、町外の方が来られないかということでボランティアでやっています。この実態は課長、知っているのかい。全然話が違う、言っていることが。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの質問は担当課長のほうへのご質問でございますが、確かに観光ボランティア、その活動がございました。平成31年の3月31日に観光ボランティアのほうは解散をしております。その団体のほうから解散の申し出があって、解散をしております。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(泉 陵平君) 議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により、平成26年4月1日から指定管理による管理をしているところでありますが、本年令和2年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、伏見台球場であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

3、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。指定管理期間を1年としたことにつきましては、議案第2号で説明した内容と同様、指定管理予定者からの申し出によるものであります。

4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設、設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から2期6年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周

辺に所有する施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募とし、去る令和元年12月23日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時31分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                    熊 林 和 男

8 番議員                佐 藤 英 司

2 番議員                加 藤 重 夫